

近世における讃岐金毘羅門前町の研究

土居, 光子 / DOI, Mitsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

58

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010675>

近世における讃岐金毘羅門前町の研究

土 居 光 子

はしがき

讃岐の金毘羅様といって人口に膾炙している香川県琴平町は江戸時代に入って殷盛を極めた全国屈指の門前町である。殊に天保時代の頃は京六か丸金かといった程京都六条東本願寺にも匹敵するような信仰地となった。そして今なお町のたたずまいも昔の面影をとどめて金刀比羅宮と深い関連性をもって生きている。ここは江戸時代に朱印地となり、象頭山松尾寺金光院別当が代々支配し政治、経済、文化等の面で実権を握り、これと金光院とのつながりは唯郷土史の問題ばかりでなく近世庶民社会においての歴史的意義は高く評価されなければならないであろう。

ここに若干の史料によって近世庶民社会における金毘羅門前町の性格を考えたいと思う。

(一) 金毘羅についての概略

香川県琴平町は江戸時代末まで讃岐国那珂郡小松荘といい、苗田、金毘羅、榎井、五条、佐文、四条の地域で建長二(一二五〇)年道家関白処分記(1)に「家領子松庄」とあり、円光大師行状翼賛にも「小松荘ハ月輪殿ノ御領」と記され、もとは九条家の荘園であった所で、其後室町、戦国時代に至って混乱し、豊臣氏の天下統一によって讃岐に封ぜられた仙石氏、生駒氏等が寄進状を出し厚く金毘羅を保護したが、江戸時代になって高松藩主松平頼重は幕府に乞うて杜領三百三十石の朱印地となし明治維新までつづいたのである。

次に金毘羅大権現とは神号で仏法の守護神であるといわれており、これが琴平の象頭山にいつ鎮座したかについては(2)香川叢書卷三に、「金毘羅大権現当山に御鎮座

の事は遠く神代よりのことにして幾百万年と云うことを知らず 又祀る所の御神名等は昔より秘にして外より伺ひ知るべからず 又云 当山はただ日本一社の神にましまして遠く神代より此所に鎮座ましまし靈公(讀留靈王)これを知りて祀り給ひ役小角本地仏を彫刻し給ふ処にして世間より伺ひしるべからず又神名御神体等は本山の秘中の秘にしてかるがる人のしらるべきにあらずと云えり」とあり今以て不明であるが、金刀比羅宮文書によれば「大物主神（大國主神）を祀り 摂社に崇徳天皇を合祀する」とある。

専ら災害除去、海上守護、福德の神として広く一般の人々から崇敬をうけていることは社記 絵馬堂の奉納額玉垣等によって伺い知る事が出来る。

ここは中世時代から既に門前町として栄え⁽³⁾「金毘羅権現深秘神靈考」に観応年中の比より当山の靈驗いや増し驗威に驚怖し諸国より涉海登山に及びし故商家売店山下につらなり百工千職居住の集所となす」とあり門前町としての歴史は古いものである。そして近世に入って一層発展したのは参勤交代制度による交通機関の整備特に航海技術の進歩に伴う瀬戸内海海上交通の発達、貨幣経済の発展、瀬戸内海塩飽舟師と他の海域の舟師との連絡、高松、丸亀両藩主の協力、別当金光院の手腕等が考

えられるが特に金毘羅大権現が民衆を吸引する力が大きく影響したのであろう。

金毘羅権現は寛文年代（一六六〇頃）まで杜僧、杜人共に奉仕したようであるが、後に杜人は杜僧に隸属して単に杜僧が管掌するようになった事が増補高松藩記巻一に「金毘羅杜僧杜人公事一件」として記されており杜僧は即ち別当金光院である。この寺は古義真言宗の無本寺で寺中に多門院、晋門院、神護院、万福院、尊勝院（今はいずれも廃寺）の五院があり金光院の役僧である。明治初年金毘羅大権現は金刀比羅宮と称し、別当金光院は復飾し宮司としてここに仕えることとなり其後世襲制で現在に至っている。江戸時代にあった経堂、五重塔、阿弥陀堂等は廃仏毀釈により殆ど失ったが現在の旭社アサヒシャは江戸時代に建立した金堂であったという。以上が金毘羅についての概略である。

(二) 金毘羅の民政

門前町として日夜参詣客で賑った金毘羅の人口はどれ程あったであろうか。現存する巡見史料 役用日記等によってみると先ず 享保十三（一七二八）年の役用日記には町方家数三百軒 町方人数貳千五、六百人、宝暦十一（一七六一）年五月の巡見史料に一、家数御尋三百五

十軒と申上候 一、竈は七百八十と答候 一、人数何人程と御尋ゆへ二千八斗と申上候 寛政(一七八九)元年四月巡見史料に 一、町方家数之事、凡五百八十軒位、一社領人数之事凡千九百五十九人、内男千二百二十九人、女八百三十人、一、町方渡世之事諸国参詣人之宿、又は^(八四〇)在へ商も仕り 田地も作り渡世仕候 一、酒屋数之事十二軒御座候 天保十一年役用日記に社領人数式千七百八拾屯人 内男千四百七拾六人 女千三百五人 この内出家式拾四人 金光院家来七百八拾六人 内男四百八人 女三百七拾八人 百姓三百拾七人 内男百七拾五人 女百四拾式人 町人千六百五十四人 内男八百九拾三人 女七百六拾屯人 山伏二人 座頭屯人 道心屯人 尼屯人となっている。天保十一年の調査で金光院の家来が七百人以上もいたことは金光院が如何に大世帯であり、勢力を持っていたかがわかる。この外文政(一八六〇)七年には茶屋が八十一軒もあり社領家数の約三分の一が茶屋、酌取日雇宿で占めてこれは琴平の性格を如実に物語っていると思う。

封建時代は士農工商の身分制度が嚴重であり、その上衣食住に関する制限があり、武士階級ですら勝手な旅行は許されなかった時代に百姓町人の物見遊山はもつての外であったが、寺社への参詣は許されており、その為信

仰に名をかりて各地に旅行する者がふえて来たのである。参詣客の多く集る娯楽地としての金毘羅に住む庶民を金光院はどのようにして統制したか史料によって見てゆきたいと思う。弘化(一八四六)三年午十一月役用日記に、

一、町方之者共対士分江被り物並ニ下駄履掛候義不相成候段 先年申聞置候処近年狼ニ相成候様相聞候間此度相改申渡候別而遣之者共江も此段可申渡候已後心得違之者在之候ハハ急度曲事申付候間裏々迄も不洩様敷敷可申渡候

これは武士と町人との身分の差を充分につけ、次に天保改革が金毘羅にも影響し専ら質素儉約をするよう命令した文書为天保十四年の御用留帳より

被仰出

年始門松之義去ル寅十二月夷松門口江相管候様被仰渡有之候所近年世柄も悪敷不繁昌ニ而立行兼自然ト売駄景氣ニモ相拘候哉之旨一統敷願之趣無余義相聞候ニ付三段松高サ八尺代銀式匁ニ限り差免候 但町柄ニヨリ花美之注連簾等致候間花美之儀ハ決而不相成候門松而已ト相心得可申候

卯十二月

町方者共

御 触

去ル酉年下駄之儀ニ付被仰付方モ在之候処近来狼ニ相見へ候

是迄之処者御糺シ方御免被成以來相改左之通相心得可申候

一、白木下駄皮はなお傘ハ洪蛇ノ目迄ハ不苦候右之外不相成候但シ対御家中之面々江対候節者土足ニ相成丁寧ニ時宜可仕候尤私用ニ而通行之節御家中之面々江対候節見受次第相除又ハ被仰付之趣ニ相心得時宜可仕候決而無礼無之様相心得可申候

組頭

一、白木御免下駄傘ハ間屋張 但シ子供ニ至迄同断

一、来ルハ朔馬(4) 筋之儀去卯年御触ニ相成申居候所其後猥ニ相成候様相見ヘ候間随分目立不申候様相心得御申渡可被成候

天保四(一八三三)年の金光院日記に

一、振廻料理之儀何様之会合たりというとも一汁二菜ニ過ヘからず酒三献たるヘシ尤遠方珍敷物等相調不申有合ニ随分輕ク可仕候事但他所客たりというも見合ニ輕く可仕候事

一、婚礼祝儀之節分限相当ニ諸事輕ク可仕候媒人親類之外ハ一切其座ニ出合申間敷尤祝儀印物取遣り右之外可為無用事

天保十四(一八四三)年の役用日記に

一、公儀御改革ニ付先年相触候通御法度物夫々申付有之候所此節ニ而者猥ニ相成り絹布縮緬之類相用表付堂嶋下駄御免下駄等相用候哉ニ相聞候間決而不相成段敷敷可申付候

一、女髪結之儀者決而不相成段兼而申付置候所拔々ニ髪結候者モ有之哉ニ相聞候間以來髪結候得者髪結ヘ勿論為結候者モ敷敷咎可申付候 右之通町中不洩様相触可申候

この髪結制限の事は婦人にとって甚だ困ったものであった為に幾分緩和された。即ち

去ル寅秋女髪結御差留被仰付下方一統之者共手髪ニ而致迷惑候者多在之哉ニ相聞候間女髪結ハ不相成候得共相互ニ結合いたし候儀ハ不苦候尤御上寄御差免ハ無之候全拙者了管ヲ以見免候間人手を頼候節者相応之謝義可有之候間一度ニ付謝義三分ニ可相限候過分ニ謝義決而不相成候手前ノ油元結ニ候得者貳分ニ而可相限候賃錢ハ申遣候儀ハ不相成候祝儀又ハ紙代として可遣候其余過分之謝儀取遣致候時者双方急度咎方申付候間心違無之様相心得可申候 町奉行

すべて華美をいましてゐる。次に旅行については行先日数を組頭まで届け出ることになっている。

口上

此度心願御座候ニ付出雲国大社ヘ参詣仕度奉存右ニ付日数三十日程相懸り候間此段御届申上候 以上 かしまや弥介

午七月廿五日

組頭虎之助様

杜領内の山林立入禁止については

御領内之面々

御山林立木伐り取候儀者兼而御停止之処近年猥リニ相成折々元切枝葉忍々伐り取候者之在之哉ニ相聞候間夫々取締之上急度申付方モ可在候節之所此度ハ不及其沙汰ニ己来隠目付指出置見当次第急度咎方申付候

即ち領内山林の無断切取り、及び葉打も禁止している。又博奕遊女も他の地方、藩のように禁止しているが土地柄少々大目に見ていたのである。即ち次の文書は遊女飯盛女の一掃をはかったのに対し、旅籠屋、飯盛宿よりの歎願により黙認された文書である。

旅籠屋 飯盛宿共

是迄飯盛女其儘差置候儀見免し候得共追々公道御改革御嚴重ニ而右之類御指留メ有之諸国ニ而も同様ニ取極右様之類夫々親元江差戻し候由相聞候依之御社領ニ而も難見免候間一切不相成候若又隠置候儀も相聞候へハ不一通り咎方申付候急度其旨相心得可罷在候 右被仰出之趣奉畏仍而御請一札如件

恐乍奉願上口上 旅籠屋飯盛宿総判

六丁組頭宛

一此度御公儀様御改革ニ付御当所ニ在来候酌取飯盛之類早速立除候様敷敷被為仰付恐入奉畏早々立除申候然ル所御当山日増ニ御繁栄ニ付諸国々參詣人多入込候間迎も平日召拘置候人数ニ而引立テ不申誠ニ当惑仕自然給仕向等不都合ニ相成候而者客人ニ寄リ不機嫌之次第も有之候而者相済不申候精々念入来客へ粗末無之様取扱仕度奉存候渡海風並之善悪ニ而參詣人多少ニ寄り或ハ一日半日と讓合衆ニ雇込候得者無失墜至極勘口とも相成候間何卒女奉公人口入所相立等□ニ寄奉公望之者相集私共一軒ニ付老兩人当召拘置世話敷候節者及相對相雇候様仕度奉存候左候得者參詣人手前都合宜敷御座候勿論衣類

等者不及申都而質素ニ仕召遣可申候間何卒願上之通り御聞濟被為成下候へハ广大之御慈悲有難仕合奉存候右之段宜敷御執成奉願上候 以上 旅籠屋飯盛宿

天保十四年卯九月

右者閏九月十二日朝五ツ時御用召ニ御願通り相済御免ニ相成候

これらの外、職人は地元の者を使い他所大工などは直々に雇わぬ事、以上わずかの史料であるが大體藩の儉約令などに似かよったものである。

次に金毘羅の職制について見たい。朱印地金毘羅は別当金光院の支配下にあり、これに仕える部下を御山侍といつて領民に対して威力をふるっており、又寺中の五院はそれぞれ扶持をもらつて金光院の補助的役目を司つていた。明和九（一七七二）年定御当山宛行分限記によると、五院はいずれも二人扶持で、神護院は十八石、万福院七石余、尊勝院参石七斗、晋門院三石、多門院五石余領内の職制は奉行（勘定、買込、作事、台所、山、町奉行）がありこの下に町年寄、組頭、五人組頭、町方手代等で幕府の政策に従つて行われ、監督は高松寺社奉行が代行した。そしてこれらの役人は苗字帯刀を許され町民に対して絶対的権力を持っていたようである。町方手代は月番制で非番の時は融通会所に出勤する規定となり、彼

らは他所との交渉にあたるので八丁年寄ともいい町奉行支配下にあり、諸願書は手代宛に出させ、これを組頭の手許に出し、熟覧の上で町年寄に渡し、ここで調べた上で月番の惣年寄に廻し、同役の惣年寄と会議の上、町奉行所へ出し、ここで決裁するのであった。年寄は町内の人望家になっていたので名譽職のような形で二人扶持祝義金一両を給付されたが、文久三（一八六三）年の改革で御蔵米七俵と定められた。この職制も大体藩のそれと似かよったものと考ええる。

以上が金毘羅における民政の大要である。そして考えられることは社領内の政治は大体藩政とはあまり変わらず別当は大名と同格であり、領民に対して絶対的権力者であった事である。

(三) 金毘羅の経済面

(1) 酒造株及び其他の株について

江戸時代においていづれの藩、何れの地方においても酒は需要に応じて一定の酒造家に株を持たせ、その範囲内において醸造を許可した。しかも酒造はその地方の産出米と密接な関係を有し、米価にも大きく影響するのでその年の酒造高は適宜その年の米穀の需要増減によって調節されたものである。

金毘羅における酒造政策はどのようなものであったかみてゆきたいと思う。

元禄十（一六九七）年丑十二月廿日の日付ある金毘羅社領酒屋寒造り酒仕入米高覚帳（琴平町山下堅氏所蔵）によれば

合米高二百六石 酒造高百五十二石九斗

外ニ焼淋酎老斗 酒二口合百五十三石

内上酒拾八石 代銀三ノ二百四十目

中酒四拾老石三斗 代銀六ノ百九十五匁

下酒九拾三石六斗 代銀拾老ノ二百三十二匁

焼淋酎老斗 代銀六十目 総代銀合二十貫七百二十七匁 内

御運上銀六ノ九百九匁 残拾三貫八百十八匁 酒屋手取

この文書によると運上銀は代銀の三割四分位に当る。又役用日記（天保頃）によると酒造米高は株高の半分ということになる。一例として

一、酒造米高百五十石 酒造株高三百石 金毘羅社領内町永楽屋政右衛門

この外に九軒の酒造家があるがいずれもこの例と同様の酒造米高は株高の半分となっている。

つぎに金刀比羅宮記録に享和二（一八〇二）年八月五日の条に

一、九月四日高松寺社方より当年出水之國々多直段引立ニ付酒造米高之内半高酒造可致公儀御書付享差越候事

享保五（一七二〇）年五月晦日の条に

一、近年他所も清酒仕候而商売仕者多候ニ付古来より相極在之候株立之酒屋共以之外難儀申由願出有之候ニ付右之段御聞届之上向後株立之酒屋之他所酒売買急度御法度被仰付候云々

これは杜領法度にそむき他所よりの移入酒売買に對し酒造家保護の爲に出した文書である。この外天保二（一八三一）年九月に醬油屋株三軒、絞油株五軒、縫箔屋一軒桶屋十二軒、茶屋旅籠屋、呉服屋、太物屋、古手屋、小間物屋が株組織をつくり、それぞれ冥加金を納めて獨占的營業を行っていた。株仲間という問題は經濟史の面で興味があるが、金毘羅の場合これらの冥加金は融通会所（庶民金融機關のようなもの）に融資し、町民の救済、発展費にあてたというが、充分な資料が未だ見当らぬ事は残念である。

(2) 大般若講について

富くじは一名突富ともいい、一種の賭博に似たものでこの源流を考えれば古代の貸稲 貸税 又中世の無尽或は頼母子等で江戸時代に入るとかなり盛になったようである。この為幕府及び諸藩においては度々禁令を出し敵

重に取締っていたのである。

所が享保十五（一七三〇）年京都仁和寺は堂宇修覆費を得るための理由で幕府の許可を得て、一ヶ年三回（正五、九月）三ヶ年富興行を開催した。これを最初に、其後奈良興福寺、江戸浅草寺等でも行われ、文化文政時代頃より益々盛となり天保時代にはその最盛期であったようである。目黒不動尊、湯島天神喜見院、谷中の天王寺は江戸の三大富として有名であったという。このように幕府が特定の寺社に對して富くじを許可したのは、これまで特定寺社の維持費について或程度幕府が援助していたが、財政窮乏のためにそれが困難になった事が大きな原因と考えられる。

さて琴平における富くじは文政八（一八二五）年九月九条家よりの特許によつて大般若經寄附のため万人講を催すという名儀で向う十ヶ年間許可になった。従つてこの富くじを「九条富」「九条家の御講」「大般若講」といつて金毘羅において規模の大きい富くじであったという。ここは慶安元（一六四八）年初代高松藩主松平頼重が幕府に乞うて朱印地と定め、又特別娛樂地に指定し別当金光院主が支配し、一種の治外法権地帯であつた爲に賭博などは黙認され、金毘羅金山寺町は南海きつての有名な賭博場であつたと伝えられている。

そこで何故九条家が金毘羅で富くじを行ったかということを考えるが、金刀比羅宮文書に

金光院住職之事規則書

一、当山金毘羅神社別当職之儀者往古有範上人が有盛マテ神力法力ヲ以一山相統有之先師有親住職が山下氏於之権興也有時当国大守頼重公江拜謁之刻御内意者後代住職堂上方之胤ヲ以致相統候而者如何ト被仰聞候故退出之上氏族江及談候処難有奉存候得共是迄山下氏血脈ヲ以連綿仕候故無余儀大久保主計江川惣左衛門迄申出候所早速御聞御許容被有為向後逆茂両家の代々住職可相立旨被仰出候猶兩人共万端申合一山並町方共取締之儀令裁判御山大切ニ守護可仕候何事之願之事有之節弥一右衛門者家来之身分強而難申出品茂可有之候得共浪人之身分殊ニ親類タル弥右衛門ヨリ可申出旨被仰出之寔以諸事御懇意之被仰出候条難有奉存久遠之可為規模者也如件候得者血脈之者ニ而モ両家之可為猶子者也

寛文十二壬子年九月

隠居宥典判
別当宥栄判

又宝永五年の金光院日帳によれば

金光院住職之砌者於京都九条家御門流之内猶父ニ相頼候事
一、宝永五年十一月廿五日宥山
御室御所江罷登六月朔日権僧正転任無滞相済候事

猶父 正親町大納言殿

近世における讃岐金毘羅門前町の研究(土居)

右正親町大納言殿者九条殿御門流ニ而者無御座候殿様御縁家の御方ニ而御頼入被下候而正親町大納言猶子ニ相成申候事
一、宥弁僧正 猶父 鷺尾家

右九条殿門流ニ而此時初例也

なお又元文四(一七三九)年の官職について

一、元文四末年有弁官位昇進為頼四月ニ致上京候尤是迄官位昇進之儀初官之権律師が権大僧正迄者御室嵯峨門跡之御令旨昇進仕僧正任官之節者御室之院室兼帯ニテ権僧正蒙勅許候得共此度御室嵯峨之御令旨ヲ離レ初官位之権律師殿ヨリ直任叙之儀兼々九条内府公御推挙被為遊被下候仍而七月十二日右官位願書並小折紙等伝奏冷泉前大納言殿江指出候所無滞相納リ同十三日冷泉家ヨリ御指図ニ而職事庭田頭中将殿御方江小折紙付願書も指出是又無滞相納候(以下略ス)

とあり、猶子入用費については

一、御猶子一件入用銀

九条殿江御願被遊候ニ付今度普門院相願候様申合遣候

一、金七両貳朱外ニ貳分用意金也

一、銀三百御揃御座候 此金ニ而五両貳朱ト錢五分

以上で金光院と九条家との関係が幾分か理解出来るが、九条富開催についての経緯は文政八(一八二五)年の金光院日帳によると

文政年間講一件始末(金刀羅宮史料)

一、文政八四年九月十九日左之通御達有之候尤御存無之分ニ而
相濟候段御口達 (知欠々)

於御社領万人講興行之儀ニ付年来九条殿内日夏筑前介が申参
時々御断ニ相成候様又候当春の申来候ニ付委細御申出之趣無
據儀ニ被存候得共兎角後難ヲ厭ヒ度々御断リ候儀ニ御座候然
者毎々申来候儀ニ付而ハ先方ニモ何登申出候趣意不相立内ハ
何時迄茂引纏来リ可申候間全手輕之儀ニ候ハ、此表ニ而指而
相構候儀ニ茂無之候間如何様共御示談有之候而も可然哉併富
様之儀ハ公辺向願相済可申儀ニモ無之候間若御催ニ相成候マ
、渡公儀御指図候得ハ不及是非事ニ御座候兼而其旨御心得程
能御掛合有之可然被存候將又先年筑前介の申来候趣も此表 (固之)
役人指出方之儀相見ヘ候共右之一条ハ其期ニ至様子次第之事
と被存候

同年十一月廿五日大般若講初而興行之事夫の引続興行

即ち名称は大般若講であるが内容は富くじ同様であり、
此史料以外にも九条家は諸大夫を通じて度々講開催を申
込んでいる。大般若講と名付けた所以は金光院主が大般若
経修法の日に九条富が行われた為である。これによつて
寺社建立講とか何々講という名儀は変更しても其実博
突又は富くじ同様であった事がよくわかる。又天保五
(一八三四)年の金光院日帳によれば

十二月八日

一、九条殿御講之儀寺社方江左之通取計相濟候事

御内談之覚

九条殿御寄付大般若講入札去ル酉年十二月の相始り当年ニ而
十ヶ年之年限之処尚又十ヶ年延年之儀御同所る被申入有之其
段先達而申出御座候処未夕御様子モ相知不申然ル処右之通酉
ノ十二月の相始り候儀ニ付年数ハ相立申候得共月数之処ハ未
年十月迄ニモ可相營儀ニモ候哉併是等之境申出候儀も如何候
得共可相成候得者来年十月迄ハ是迄之仕成ニ御聞届可被成御
儀者相成申間敷候哉御内談申候宜御賢慮被下度頼存候

以上

十一月

三木七郎右衛門様

寛 又蔵様

右の書状に対して天保六(一八三五)年七月廿九日の条
(金光院日帳)に

一、筆令啓上候然而於御領九条殿御寄付之大般若講当十二月ニ
而満講ニ相成候処今十ヶ年被相催度御同所る御頼ニ付尚又十
一月の来ル己ノ十月迄十ヶ年之間延年之儀申出候通相濟候間
左様御心得可然 恐々

七月廿六日

寛 又蔵

金光院

この書状は高松寺社奉行寛 又蔵から金光院に与えた九

条富許可状である。朱印地金毘羅は金光院の支配下にはあったが、監督は幕府の下にあり、これを高松藩寺社奉行が代行していたのである。そして九条富許可の理由には天保五（一八三四）年十一月廿七日金光院日帳に

一、大般若講高松上納 一、十一月七日金七兩

一、十一月廿二日金廿五兩 右兩度ノ御益今日普門院出府ニ付
相頼遣候事 但去ル文政十二丑（一八二九）年十月ノ当天
保五年（一八三四）十月会迄納高七百三十拾式兩也

と記されていることにより大體理解出来る。そしてこの富くじは続行したが、天保十（一八三九）年次のような事件が持上ったのである。即ち大般若講一件留記による

一、天保十亥年十二月大坂役木戸之者阿州表江通リ掛之由ニ而
当処逗留中廿二日御興所之処入札続後右役木戸之者御講会処
江参リ講元兩人江多々富興所へ何方へ願濟候哉ト押方ニ付先
年ノ九条殿大般若講ニ御座候間引続興行之旨講元ノ相答之処
九条家御称号相離レ居申候願濟無之候得へ離捨置候間駒箱錐
帳面銀子等預リ申度被申無據相渡候処夫々封印付ケ町役人へ
預ケ込候

一、松尾町金毘羅諸堂大破ニ及候故講元鶴田屋卯兵衛山屋直之
進象頭山信仰ニ付諸堂修覆之ためと存大般若講と名付富博突
似寄之事相企老万五千詰ニ而板札老板四奴ツ、ニ相定メ最寄

近世における讃岐金毘羅門前町の研究（土居）

手続ヲ以売渡シ竹籬ニ而當リヲ定メ夫々褒美差遣シ残り銀私
欲ニ仕候様御察度ヲ請御吟味被仰付候所全ク私欲ニ而茂無御
座候得共御法度之儀ト不心得講会仕候段奉恐入候間此上如何
鉢之御咎被仰付候而茂一言之申訳モ相立がたく不調法奉恐入
候と先荒増右之通ニ御座候

六月十七日

菅 文祐様

菅納一馬様

（中略）

一、七月九日於大坂講元始掛リ之者御番所江呼出候而御奉行並
掛リ之与力出席候而左之通ニ仰渡候

講元 鶴田屋卯兵衛

山屋 直之進

其方共諸堂為修覆大般若講ト相唱昨冬富博突似寄之儀相企申
候由尤自分得用ニ而不仕候得共右様之儀相斗候段不屈之次第
之過料五貫文ツ、申付候跡掛リ之者共右同断ニ而過料三貫文
ツ、申付候右之通之御裁許ニ而過料相納候へ、勝手次第国元
へ引取候様申度候

以上の為大般若講は一時は中止となった。即ち金光院日
帳に

一、先年九条殿ノ御寄付大般若講之儀文政八酉年九月此方様ニ
ハ御存知無之方ニテ長々興行之処天保十亥年故障出来中絶ニ
相成居申候ニ付毎度御殿ノ御再興之儀被仰入候ニ付近年毎度

御内証置候得共御国政ニ御指支之由ニテ御断申上候 云々

又弘化二（一七七七）年の金毘羅役用留記によれば、高松御触として嚴重に禁止の申渡しがあったにもかかわらず其後も度々九条家より興行の催促をしており、如何に九条家にとって都合のよい講であったかが想像出来るが、一体この講はどの位利益金があったか。表役所御用留帳によれば

一、金百五拾両

右者御講御益近年のならし一ケ年分百四拾九両貳歩ニ御座候間凡此割合ヲ以御会毎寄高ニ応上納可仕候寄高多少ニヨリ少々増減可有御座候

天保五年八月十六日入江丹宮江掛合之趣左之通九条殿御承知ニ候ハ、大方高松表茂相整申可裁之事 但菅納孫右衛門が申請候而入江丹宮口濱口相渡候事

これによれば一ケ年平均百五拾両あった事が知れ、又正月、二月、三月、四月、十一月の各廿五日、十二月は十二日を会日とし、講はいつも黒字であつたらしい。

現在でもこの富くじの行われていた所を「トンバ」といって字名として残っているが、九条家の富興行は明治維新と共に消滅した。以上が九条富の概要であるが、寺社における富くじは江戸時代寺社の特権として許可され

たが、これは寺社名目金とともに近世金融史上きわめて意義深いものである。

(3) 芝居興業その他について

この外金光院は琴平の発展策の方法として西国一といわれる芝居常小屋を建て一流の上方役者を来演させ参詣客を大いに楽しませたのである。なおこの小屋の建築費は芸妓の花代から三文、五文と取った刃銀で賄ったという事で天保七年には積り積って七万両もの刃銀があったという。

なお外に軽業、生人形、曲芸、操人形、羽二重人形、福助おどり、犬猿芝居など当時一流の代表的興行物の殆どは金毘羅にきて上演したことが一枚刷の絵に残っている。しかし収入はいつも黒字というわけではなかったが町民に迷惑をかけることなく金光院自らでこれを補ったのでかえって町の発展に役立ったということである。

天保七（一八三六）年の建築で大坂の浪花座を模して建てた金丸座は今見る影もなく年と共に朽ちはててはいるが、劇場建築様式を整えた日本最古の建物である。

さて住民の生活はどのようなものであったといえれば必ずしも豊というわけがなく、天保五（一八三四）年の金毘羅騒動、安政五年社領田畑質入事件は金毘羅におこった二大一揆であり、前者は米穀高値のため、後者は高率年貢取

立の為に起したものである。しかしこの事件については十分な史料がなく何も述べられないが金光院の勢力によって大事にならずに終ったと記されてある。

結 び

以上見てきたように金光院と琴平の町、庶民との関係は生活の面に深く結びついて発展し、又参詣客によって信仰地として又娯楽地として活況を呈したのである。平沼淑郎博士は近世門前町の実態を次のように述べている。即ち⑤「門前町はだいたい近世に入ると社会的比重は急激に低下し都市的世界のわずか一隅を占めるものではなくなった。寺社の政治的経済的な世俗的権力は幕藩体制下に完全に去勢され、門前町の都市的要素はわずかに民衆の間の庶民信仰によって支えられ、あるいは遊覧都市としてその活況を維持するに過ぎなくなり、近代においても門前町は遊覧都市として生きのびており、琴平もその一つである」と指摘しているが、これまで述べてきた事をまとめるとこのような結論になる。しかし金毘羅門前町はもっと研究されねばならぬ問題が残されていると思う。そして研究の道はこれからにかかっていると考える次第である。

註(1)香川叢書卷一

(2)香川叢書卷三の三六八頁

(3)古事類苑神祇部第四冊一三五頁

(4)八朔馬鈔とは八月朔日に男の子供の無事成長を祝って餅米の粉で馬を作りそれを美しく飾って親類知人を招待して祝う行事である。

(5)平沼淑郎著入交好脩編、近世寺院門前町の研究九頁

〔参考資料〕

一、金光院日帳 金刀比羅宮史料 金刀比羅文書(以上金刀比羅宮所蔵)

二、香川叢書卷一及び卷三

三、増補高松藩記

四、天保年間役用日記(香川県琴平町草薙金四郎氏所有)

五、神宮司片編 古事類苑神祇部第四冊

六、小学館編『図説日本文化史大系』巻九、十

七、兄玉幸多著『近世農民生活史』

八、野村兼太郎著『日本経済史』

九、平沼淑郎入交好脩共著『近世寺院門前町の研究』

以上